

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埼玉県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.5%
全職員	86.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.7%
本庁課長相当職	100.1%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.6%
31～35年	95.9%
26～30年	94.5%
21～25年	89.9%
16～20年	90.1%
11～15年	89.3%
6～10年	92.7%
1～5年	96.2%

【説明欄】

- 扶養手当、住居手当は、男性職員に支給されている場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約89%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約71%である。
- 一人あたりの時間外勤務手当の平均支給額において、男性の支給額に対する女性の支給額の割合は、約79%である。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。

【参考】令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表
（扶養手当及び住居手当を除いて算出した場合）

【説明欄】

扶養手当及び住居手当については、男女どちらがこれらの手当を受給するかは個人の選択であり、採用・登用や継続勤務年数等によって差異が生じるものではない。
そのため、上記の手当を除いた情報も別途公表するもの。

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.5%
全職員	87.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3%
本庁課長相当職	101.8%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.5%
31～35年	96.9%
26～30年	96.3%
21～25年	92.0%
16～20年	92.1%
11～15年	91.1%
6～10年	94.5%
1～5年	97.2%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。